

審 議 経 過

No. 1

事務局	<u>開 会</u> 全員おそろいでございますので、定刻より少し早めでございますけれども、ただいまから、第 1 回伊万里市景観審議会を開会したいと思います。 本日は、委員、9 名中 8 名のご出席をいただいております。伊万里市景観条例施行規則第 18 条第 2 項の規定に基づきまして、半数以上に達しておりますので、この会議が有効に成立しておりますことをご報告をいたします。なお、本日は傍聴希望者がいないこともあわせてご報告させていただきます。 それでは初めに吉永建設農林水産部長がご挨拶を申し上げます。
建設農林水産部長	皆様、こんにちは。 伊万里市建設農林水産部長吉永と申します。 委員の皆様におかれましては、公私ともにお忙しい中、第 1 回伊万里市景観審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より、景観行政にご理解とご協力を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。 さて、伊万里市では、伊万里市景観計画を令和 5 年 9 月に策定し、あわせて、景観計画を運用するために必要な伊万里市景観条例を制定し、令和 6 年 1 月 1 日より施行しております。景観条例では、伊万里市に伊万里市景観審議会を置くことされておりまして、本日初めて審議会を開催させていただくものです。 本日は、会長、副会長の選出を行っていただきますとともに、委員の皆様に対し、景観計画の概要の説明とともに、直近の事例を幾つかご紹介させていただきたいと考えております。詳細につきましてはこの後、事務局からご説明いたしますので、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	それでは次第に沿って進めて参ります。 次第 4 の会長、副会長の選出となります。 伊万里市景観条例施行規則第 17 条第 1 項の規定では、「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める」となっておりますの

	で、この規定に基づきまして、会長、副会長の選出をお願いすることとなります。 まず、会長でございますが、立候補もしくはご推薦はございませんでしょうか。 (なし) 立候補並びにご推薦がありませんので、本来の場合であればですね、選挙となっておりますけれども、時間の都合もございますので事務局からの提案という形でよろしいでしょうか。 (委員同意) ありがとうございます。それでは、事務局案でございますが、福岡大学教授の柴田委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。 (委員同意) ありがとうございました。 それでは柴田委員にお願いいたします。 次に副会長の選出をお願いいたします。 副会長は委員の中から互選ということでございますけれども、立候補もしくはご推薦ございませんでしょうか。 (なし) それではですね、こちらにつきましても、事務局から提案をさせていただいてよろしいでしょうか。 (委員同意) ありがとうございます。 それでは副会長につきまして事務局案として、久留米工業大学教授の大森委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 (委員同意) ありがとうございます。 それでは久留米工業大学の大森委員にお願いしたいと思います。 ここで会長、副会長が決まりましたので、それぞれ一言ずつごあいさつをいただきたいと思います。 初めに、福岡大学教授の柴田会長よろしくお願いいたします。
--	--

会長	改めまして、福岡大学の柴田でございます。 今日はもっと早く伊万里市に到着する予定だったんですけど、すごい雨に降られまして、途中事故がありまして、迂回しながら、ようやくたどり着いて参りました。 実はお隣の松浦市の方にはよく伺っていて、景観計画景観審議会のアドバイザー等をもう１０年ぐらいずっとやっていて、いつも伊万里市を通りながら、何かすごく興味のある町で、とは言いながらもですねまだ全然伊万里市のことはわかっておりません。 ですので、不勉強な会長でございますので、委員の皆様方から忌憚のないご意見、ご助言等を承りたいというふうに思っております。 簡単ですけどもご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	続きまして、副会長に選出されました、久留米工業大学教授の大森副会長、よろしくお願いいたします。
副会長	大森でございます。よろしくお願いいたします。私は伊万里市との関係は、１０年ほど前になりますでしょうか、大川内山の保存活用整備計画のときに、２年ほど、こちらにお伺いしておりました。また、佐賀県の景観審議会、佐賀県美しい景観づくり審議会という名前の協議会の会長をしておりますので、この里地区の矢竹の集落が、佐賀県遺産の候補として上がってきたときに、実際ここを見に行って、佐賀県遺産になったというのを覚えております。 そういう意味ではこの里地区とそれから大川内山、実際に行って、関わったことがありますけれどもそれほど詳しいわけではありませんので、学ばせていただきながら、やっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 それでは、この後の議事進行につきましては、「会長は会務を総理する」となっておりますので、柴田会長にお願いしたいと思いますが、会長、副会長様、お席の移動をよろしくお願いいたします。 (会長、副会長席移動)
会長	それでは進めて参りたいと思っております。 まず第１回の景観審議会の審議に入る前に、伊万里市において情報公開法による規定が定められておりますので、本日の審議会の公開について

	は、どういう形式で行われるのか事務局の方からご説明よろしく願いいたします。
事務局	伊万里市では伊万里市情報公開条例に基づきまして、会議の公開に関する運用、要領が定められております。 この審議会につきまして、要領第3条に定められた、「市民、学識経験者等で構成され、法令、条例の定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うために設置された審議会」ということでございますので、会議の公開を前提としたものになります。 会議公開の内容につきましては、審議会の設置状況の公開、会議開催日の公開、会議の傍聴、会議録の公開となっております。 本日審議いただきました内容につきましては、後日公開となりますが、会議録の公開につきましては、審議会の了承を得て公開となりますので、よろしく願いいたします。
会長	ありがとうございました。 これからの発言等は後日会議録という形で公開されますが、事務局から説明がありました通り審議会の承認が必要となります。委員の皆さんよろしいでしょうか。 (委員同意)
会長	それでは議事に入りたいと思います。 お手元の資料をご覧ください。 「伊万里市の景観計画について」、事務局からの説明をお願いいたします。
事務局	はい、伊万里市の景観について説明をさせていただきます。 本日は、先ほどよりですね、審議会1回目の開催ということでもございますので、伊万里市の景観計画について説明を行います。
事務局（説明者）	それでは、こちらのスライドを使いまして、伊万里市の景観計画の概要について説明を行いますのでよろしくお願いいたします。 伊万里市は、佐賀県の北西部にありまして、天然の良港伊万里湾を擁し、古くから大陸貿易の基地として発展しました。江戸時代には、焼き物「古伊万里」の積み出し港として大いに栄え、現在も肥前窯業圏の一翼を担っています。 現在は、臨海部を中心に大規模な工業団地を形成し、国際物流の拠点化

	が進む他、豊かな自然環境を生かした農業が調和したまちとして発展しています。 そのような中、東山代町里地区の「里小路の矢竹生垣通り」、大川内町大川内山地区の「秘窯の里大川内山」は、その長い歴史と風土に育まれた特色ある美しい景観が「22世紀に残す佐賀県遺産」として登録されています。 一方で、両地区を取り巻く社会環境は大きく変化しており、景観への影響が懸念される開発等の可能性が生じております。 両地区の現状を踏まえ、良好な景観の保全が急務となっていることから、両地区における総合的な景観づくりを図ることを目的として、令和5年9月に景観計画を策定しました。 両地区において、今後の景観づくりの施策を実現していくための基本的な方向性や、今後のまちづくりに向けた景観的視点からのルールを、景観法に基づき策定しています。 それでは、伊万里市内の2つの地区のうち、まずは東山代町里地区からご説明をいたします。 東山代町里地区は、伊万里市の中心市街地から北西方向に約4キロメートルの位置にあり、地区南側の国見山や烏帽子岳を中心とし、里川や後川等で形成された扇状地の地形を有しています。 景観に関する主な道路としましては、矢竹生垣通り、青幡神社参道、旧道と、3つの道路がございます。 里地区の景観形成方針としましては、地元のお祭りであります浮立のルートであります矢竹生垣通りや、青幡神社参道、旧道は低層住宅を主体とした潤いや落ち着きのある景観形成を図ります。 特に、歴史や文化が色濃く残り、生垣が残存している矢竹生垣通りや青幡神社参道は、通り沿いの緑化や生垣の積極的な保全、維持管理を図り、通りの景観の維持向上を目指します。 矢竹生垣通りの空間構成が、こちらの図になりまして、道路沿いに矢竹で作られた生垣、その奥に庭木、セットバックをした低層住宅と、調和のとれた町並みを形成しております。 続きまして、田園臨海エリアでございますが、こちらはこのように3つの道路以外のエリアとなっております。
--	---

田園臨海エリアでは、地域の視点場であります親種寺や大辨財天から伊万里湾までの地域の良好な眺望景観を守り、伊万里湾や田園などの自然や文化と一体となった景観形成を図ります。

さらに里地区を景観特性に応じて、3つのゾーンに分類します。

1つ目が景観まちすじⅠ、こちらは先ほどの矢竹生垣通りと青幡神社参道ということになります。

2つ目が景観まちすじⅡ、これは旧道の部分となっております。

そして3つ目が田園臨海ゾーン、こちらは先ほどご説明をしました、田園エリア、臨海エリア部分となっております。

届け出の対象行為がそれぞれのゾーンごとに設定をされておりまして、景観まちすじⅠとⅡにおきましては、建築物の建築等や工作物の建設等は規模にかかわらずすべての行為、開発行為は開発区域の面積が500平方メートル以上のもの。木竹の植栽または伐採については、矢竹生垣通りのみ矢竹の伐採時に届け出が必要となっております。

また、田園臨海ゾーンにおいては、建築物の建築等は、高さが10メートル以上、もしくは建築面積150平方メートル以上のもの。工作物の建設等は規模にかかわらずすべての行為が対象です。開発行為につきましては、開発区域の面積が500平方メートル以上のものについて届け出が必要となっております。また、地区内住民の理解ということで、特にこちらの内容については、事前に地区内住民の理解を得る必要があります。

建築物の建築等、工作物の建設等は高さが10メートル以上、もしくは建築面積が1,000平方メートル以上のもの。開発行為は開発区域の面積が500平方メートル以上のもの。木竹の植栽または伐採は矢竹生垣通りのみですが、矢竹の伐採を行う場合に、地区内住民の理解を得る必要があります。

地区を象徴する矢竹の伐採については、届け出行為と地区内住民の理解の二重の制限がございまして、矢竹生垣をこれからも残していくための施策をとっております。

景観まちすじⅠとⅡの景観形成基準としまして、地域が今まで守ってきた生垣通りを中心とした歴史ある景観を次世代へ引き継いでいくため、生垣や新築の建築物、工作物等に対する高さや色彩等の基準を定めます。

高さについては、建築物の高さは2階以下とします。

形態意匠については、材料は周囲の町並みとの素材感の調和を図り、経

	年劣化による退職や破損しやすいもの、光の反射する外壁材の使用は避けます。 通り沿いに設置する門や塀は、周囲の景観に調和したものとし、極力高さを抑えます。 空調屋外機等建築物の付帯設備は、通り等から視認される場所を避けます。やむを得ず設置する場合は、遮へいすることや周囲の景観に調和したものとしします。 具体例としまして、こちらが2階以下の住宅で形成された矢竹生垣通りの町並みとなっております。また、このように石積みや白壁など景観に調和した塀や垣が通り沿いに残っております。下の方は他市の事例となりますけれども、遮へいをした空調屋外機の事例となっております。このように格子などを用いて景観に配慮した作りといたします。 続きまして、色彩についてですが、今まで地域で守られてきた落ち着いた色彩とします。 建築物の屋根については、マンセル値という色を数値化したものになるんですけども、こちらのN系5以下のもの。建築物の壁面や工作物はR、YR、Yという色相で、彩度が6以下、明度が8以下のもの。また、その他の色彩については彩度3以下、明度8以下のものといたします。 具体的にですね、このようにマンセル値のカラーチャートという色があるんですけども、この表の赤い囲みの部分について、外壁工作物の色彩の範囲としております。いずれも色相においても、どちらかというとき黒や灰色に近い落ち着いた色合いのものとなっております。 次に、敷地の緑化ですが、矢竹生垣通りや青幡神社参道においては、生垣の積極的な保全や栽培を行います。また、敷地内の特に通り沿いは可能な限り緑化を行います。 具体例として、このように生垣と樹木により緑豊かな景観が保全されています。 次に、屋外広告物ですが、大きさや形態、色彩は周囲の景観と調和したものとしします。また、屋上には可能な限り設置をしません。光源を利用するような場合は、過度に点滅する光源や派手な照明は避けるよう配慮いたします。 以上のような景観形成基準により、景観まちすじⅠ、Ⅱの景観の維持保全を図ります。
--	--

次に田園臨海ゾーンの景観形成基準としまして、同ゾーンは、今後圃場整備端部から徐々に進行する可能性のある新規住宅開発や、耕作放棄地の新設工作物、西九州自動車道の（仮称）楠久インターチェンジ周辺の新規開発、臨海部の工場立地等に対する建築物の高さや色彩等の基準を定めます。

建築物等の行為にあたっては、親種寺や大辨財天から、伊万里湾までの地域の良い眺望景観や、今まで地域で守られてきた景観等に配慮します。

高さ、配置、形態については、地域のすぐれた景観である、伊万里湾への眺望性を考慮し、建築物を分散して配置するなど、配置や形状に配慮し、可能な限り高さを抑えます。また、意匠については、建築物の素材は可能な限り周囲の景観に調和したものとします。

こちらの図が、建築物の分散化のイメージになっておりまして、長大な壁面を要する建築物よりも、分節化や文棟化を図ることで圧迫感や威圧感を軽減するように努めます。

続きまして色彩ですが、景観まちすじⅠ、Ⅱと同じ内容となりますのでこちらは説明を省略します。

敷地の緑化ですが、特に道路側の植栽など、道路景観や集落景観に配慮し、可能な限り植栽を行います。

次に屋外広告物ですが、こちらも景観まちすじⅠ、Ⅱと同じ内容となりますので説明を省略します。

以上のような景観形成基準により、田園臨海ゾーンの景観維持保全を図ります。

これまで説明しましたように、東山代町里区につきましては、佐賀県遺産であります、里小路の矢竹生垣通りを中心とした景観形成、保全を図ります。

続きまして、伊万里市内の2つの地区のうち、2つ目の大川内町大川内山地区についてご説明をいたします。

大川内山地区は、伊万里市の中心市街地から南東方向に約4.5キロメートルの位置にありまして、南の青螺山と西の牧ノ山に囲まれたような谷間の集落です。

こちらは大川内山地区の地図ですが、ご覧のように周囲を山々に囲まれた地形となっております。

	次に、大川内山地区の景観形成方針となります。 江戸時代に、鍋島藩の藩窯が置かれた、大川内山は急峻な山に囲まれ、技術の漏えいを防ぐための管理が容易であったことを想起させる秘窯の里ならではの景観を創出しています。 左側の写真の絵皿は、江戸時代に作成されたと推測されている鍋島藩窯の様子を描いた大皿です。右側の写真のように、大川内山地区の中には、現在も、大皿と同じ景観が残されています。 また藩窯公園や史跡地等の眺望点からの眺めを確保し、眼下に広がる家並みや、周辺の自然環境と一体となった景観形成を図ります。 古地図にも描かれている里道と重なる通りや、通りに立ち並ぶ低層住宅。背後に広がる史跡地や岩壁、集落の合間から見える窯元の煙突など、大川内山の歴史文化を物語る景観を守り、継承していきます。 届出対象行為につきましては、建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、土地の開墾及び形質の変更については、規模にかかわらずすべての行為が対象です。 木竹の植栽伐採については、植栽伐採面積が100平方メートル以上のものとなります。 屋外における物件の堆積については、堆積を行う土地面積の合計が堆積規模100平方メートル以上、または堆積の高さが2メートル以上のものですが、ただし、焼き物製造に係るものの屋外における堆積は除くとしております。 特定照明や屋外における自動販売機の設置または外観の変更については、規模にかかわらずすべての合意が対象です。 また、大川内山地区の景観計画の特色として、煙突の改修、修繕等を実施する場合には、規模にかかわらずすべての行為に対して、地区内住民の理解を事前に得る必要があります。 続きまして具体的な規制内容となります景観形成基準について説明いたします。 地域がこれまで育んできた歴史文化を感じさせる景観を後世に引き継いでいくために、地域の暮らしの中で守られてきたルールを明文化し、基準として定めます。
--	--

また、本地区は、「国指定史跡大川内鍋島窯跡」の史跡指定範囲を含むことから、景観法に基づく景観形成だけではなく、文化財保護法に基づく文化財保護等との連携も踏まえた基準とします。

建築物の景観形成基準です。

高さについては、背景となる山並みや史跡地、周囲の生活景観、生業景観、歴史文化的な景観との調和や眺望に配慮します。また、周辺の建築物との連続性に配慮した高さとし、周辺から高さが突出しないように2階以下とします。

形態意匠について、外壁については町並みや周辺環境との調和に配慮し、周囲に圧迫感を与えないように努めます。さらに、従来から地域で使用されてきた質感や色彩を踏まえた素材とします。

屋根等については、切妻、入母屋、寄棟等の傾斜屋根としまして、素材は瓦葺きを基本といたします。

右の図にありますように最近流行りの方流れ屋根や陸屋根等の建物は不可ということになっております。瓦葺きにつきましては、和瓦だけでなく平板瓦も認めます。

色彩については、周辺の自然環境や集落景観と調和が図れるよう低彩度の色彩とします。外壁の色彩につきましては、Y R、Yについては、明度4以上8以下、彩度4以下とします。Nについては明度9以上とし、白壁を認めます。屋根の色彩については、Nについては明度4以上5以下とし、やや黒色の瓦屋根となるよう定めます。

こちらの図にありますような形で、赤囲みのところ、もしくは屋根のところはオレンジの囲みのところが使用できる色の範囲というふうになっております。

また、アクセントカラーとして、外壁各面の面積の5%未満まで使える色彩を定めます。R、Y R、Yについては、明度8以下、彩度4以下とします。G Y、G、B G、B、P B、P、R Pについては明度8以下彩度2以下とします。

こちらはこのカラーチャートの青囲みの範囲のところ、使用可能な色となっています。

次に付帯設備についての基準になります。

室外機や配管設備等は、道路等の公共空間から見えにくくするよう努めます。室外機が道路等の公共空間から見える場合は、建築物外観と調和した囲い等により見えにくくするよう努めます。配管やダクト等は、壁面に

	露出しないように配慮します。外部に露出する場合は、壁面と同一の色彩とするなど、建築物と調和し、目立たないよう工夫します。 太陽光発電施設を設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、代表的な視点場から見えない配置とするか、目隠し等により、目立たないよう工夫をします。 こちらが太陽光発電施設の設置例イメージとなっております。傾斜を合わせて屋根の最上部を超えないようにする、屋根の最上部を超えない配置とする、できるだけ屋根の色に近い色のパネルを用いるなどの工夫が考えられます。 外構緑化については、門、塀、垣、柵を設ける場合は、自然素材のもの、または自然素材に近いものを使用するなど、町並みや周辺環境との調和に配慮します。 建築物の周囲に、小スペースが生じる場合は、樹木や草花による潤いのある空間の創出に努めます。 こちらの上の写真が塀の上に瓦を組み合わせた例です。また、下の写真が、店舗入口の小スペースや道路境界部に植栽がされた例です。 駐車場については、通りからの見え方や周辺環境との調和に配慮します。 掲出物につきましては、通りの景観に配慮した落ち着いた色彩とします。規模や数量は必要最小限とし、複数で表示または設置する場合は集合化に努めます。屋上及び屋根面には設置しません。提出物に商品等の写真は使用しません。また、デジタルサイネージや電飾看板は使用しません。 こちらの上の写真がですね、駐車場の周囲を塀で囲ってある例となっております。道路から直接的に車が見えないような工夫がされています。 また下の写真が、情報量が最小限に抑えられ、シンプルなデザインの看板の例です。黒や藍色にシンプルな白抜き文字で窯元の名前が記されており、わかりやすさとともに、各窯元の品格あるブランドイメージの向上に寄与しています。 次に、工作物の景観形成基準です。 自動販売機につきましては、色彩や設置位置について、町並みや周辺環境との調和に配慮します。また、夜間の光量を抑えるなど、夜間景観に配慮します。 煙突については、伝統的な様式とし、煙突を改修修繕とする場合は、伊
--	--

万里鍋島焼協同組合と協議します。

こちらの上の写真が町並みや周辺と調和した自動販売機その他市事例のイメージとなっております、やや黒っぽい自販機とすることで、落ち着いた景観づくりができています。

また、下の写真が通りから見えるレンガづくりの煙突です。大川内山の集落内には複数の煙突が存在し、窯元が集う大川内山らしい景観をつくり出しています。

最後に、開発行為等の景観形成基準となります。

開発行為等につきましては、擁壁については周辺の風景と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫します。

土地の開墾及びその他の土地の形質の変更については、新たな土地の形質の変更は行いません。ただし、やむを得ず変更し、擁壁や法面が生じる場合は、周辺の自然環境や歴史文化的な景観との調和に配慮します。空き地が生じた場合は、周囲の景観を著しく損なわないよう、維持管理を行います。路外駐車場につきましては、敷地内の緑化や舗装等による修景に努めます。

こちらの図は、開発行為等の事例ですが、擁壁や法面を組み合わせる植栽を行うなど、景観に配慮した開発行為となっております。

木竹の植栽伐採につきましては、地区の景観を支える木竹の維持管理に努め、また新たに植栽する場合は、周辺の景観に調和する樹種及び配置とします。大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努めます。やむを得ない場合は、周辺景観への影響を最小限にとどめるよう努めます。ただし、森林保全や竹林の対策などで必要な範囲はこの限りではありません。

屋外における物件の堆積については、堆積物が公共空間から見えないように、外周への植栽、植樹等による修景や遮へいなどの工夫をします。

特定照明につきましては、地域の夜間景観を損なう恐れのある過度の明るさや色彩の照明は避けます。

以上のような景観形成基準によりまして、大川内山地区の景観の維持保全を図ります。

以上が、伊万里市景観計画の概要となります。

これまで説明をしましたように、伊万里市においては里地区、大川内山地区の2地区について、特色ある景観を、次世代へ継承していくため、景

	観法に基づき、両地区を対象とした伊万里市景観計画を令和５年９月に策定し、あわせて、景観計画を運用するために必要な伊万里市景観条例を制定しました。また、景観計画、景観条例は、令和６年１月１日から施行しております。 制度の開始から間もなく、まだまだ事例も少ない中ではありますが、景観計画、景観条例に沿い、今後も、特色ある両地区の景観を守り、後世に残していきたいと考えております。 それでは最後にですね、これまでに提出されております主な行為の届け出について、３つのケースをご紹介します。 １つ目のケースですが、大川内山の建築物の新築工事となりまして、木造の平屋建てになっております。 景観形成基準に従いまして、切妻屋根、瓦葺きとなっております。壁につきましては、リシン吹付という塗り壁風の施工となっております。色彩についても、基準内となっております。 こちらの家は当初ガルバリウム鋼板の片流れ屋根を計画されておりましたが、景観計画について協議を重ね、瓦葺きの切妻屋根に変更をされております。 申請者の方からは、やはり瓦葺きとなりますと施工費が高くなるということで、市の補助金等はないんですかというご意見をいただいておりますが、現状、伊万里市において、屋根瓦に対する補助金はありません。 次に２つ目のケースですけれども、里区の矢竹生垣の伐採となります。 こちらの図のですね、緑色の部分に既存の矢竹生垣がございまして、青色部分に既存の出入口があり、畑の方に出入りをされておりました。申請者の方から畑の方に、農業機械で出入りするためには、既存の出入口は狭く不十分であるということで、矢竹生垣を大幅に伐採させてもらいたいというご相談がありました。 これに対しまして、協議を重ねた結果、最終的に大幅な伐採は行わずに、農業機械が出入りするために必要最小限の４メートル、このオレンジの部分になりますが、こちらの矢竹を伐採し、既存の出入口である青色部分に矢竹生垣の移植を実施することにしました。 なお、矢竹生垣の伐採については、地元住民の理解が必要であるため、里区の役員会にて住民説明を実施し、了承を経ております。
--	---

こちらの写真にありますように、当初は手製の柵が設置をされていた既存の出入口部分に、矢竹生垣を移植することで、これまで途切れていた矢竹生垣をつなげることができました。また、このように農業機械の出入口として必要最小限の矢竹生垣を伐採し、新たな出入口を設けられております。単に伐採をするだけではなく、移植を実施することで、残存した矢竹生垣を保全するだけでなく、通り沿いからの矢竹生垣の景観を維持することができております。

申請者からは、もう少し伐採の範囲をわき道の奥の方まで広げたかったというご意見もございましたけれども、協議を重ねた結果、最終的には納得をいただいているという状況です。

最後に3つ目のケースになりますが、こちらも矢竹生垣の伐採と建築物の新築の複合となっております。

こちらは8月に入ってから届け出でありまして、現在進行中のケースということになります。空き家となってしまった里区の住宅について、矢竹生垣を伐採して、新たに家を2軒建てたいという相談が建築会社からありまして、矢竹生垣の伐採と移植を行うものとなります。

既存の矢竹生垣につきましては、こちらの図の緑色の部分になりますが、現在の間口が3メートルという状況でした。こちらの図の赤枠の部分の伐採をしまして、間口の広さを3メートルから4メートルに広げた上で、青色部分に矢竹生垣を移植をしまして、矢竹生垣通り沿いからの生垣の景観を維持したいというふうに考えております。間口の4メートルについては、新築を2軒建設する計画でありまして、この1軒に対して、2メートルは道路に接しておく必要があるため、4メートルという間口となっております。

なお、こちらの矢竹生垣の伐採につきましても、地元住民の理解が必要であるため、里区役員会で住民説明を実施し、了承を終えております。

こちらは現在の現地写真となりますけれども、まだ施行前ですのでこちらの赤枠の部分について、伐採と移植を実施する予定となっております。市としては、景観計画に基づきまして、できる限り矢竹生垣を維持していきたいと考えておりますが、里区役員会のご意見の中には、敷地内の矢竹生垣の伐採に制限がかかることに対して、若干の抵抗感を持たれている方もいらっしゃいました。本市としては、矢竹生垣の保存のため、今後も丁寧な制度周知に努めなければならないと考えています。

	また、現在屋根の色彩の基準については、N系5以下となっているんですけれども、建築会社の方から、N系の色彩の屋根材が大変少ないというご意見をいただいております、黒い色のもので、色味が近ければ、N系でなくてもいいのではないかとご意見を賜っております。しかしながら今回のこのケースに関してはN系で最終的には納得をしていただきました。 このように数少ないケースではありますが、様々な課題も出てきているところでございます。 伊万里市においては今後も、年1回程度、景観審議会を開催し、随時課題の抽出及び対策に取り組んで参りたいと考えております。 以上で、伊万里市の景観計画についての説明を終わります。
会長	審 議 はい。丁寧にご説明いただきましてありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただいた景観計画の内容について、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。どうぞ。
副会長	3点ほど質問をしたいと思います。まず、住民の理解を得ることと、矢竹の伐採ですとか、その住民の理解というのは、この役員会で説明をして反対がなければもう理解したということで、住民全員に説明するという事はないということでしょうか。
事務局	はい、そうですね。今のところその住民全員に説明する機会というのは設けておらず、役員会をもって住民説明の代わりにするという運用をしています。
副会長	説明を受けた役員の方が、住民まで下ろして説明するっていうような時間とかも設けてらっしゃるんですか。何日までにご意見がありましたらみたいな。そんなこともなく、1回だけの説明で、その場でOKみたいな感じですか。どういうふうに決められているのか。
事務局	そうですね。事前に区長さんを通じて地元の方の意見を聞いていただいております、前回の場合もご意見を事前にある程度、ご近所の方とか、その分を集約されて持ち寄られてというところです。最終的な意思決定というのは多数決という形になったかと思いますが、いわゆる末端といいますか、ある程度のところまでは住民の方のご意見というのは拾えているのかなというところです。
副会長	わかりました。あらかじめ説明されていて、住民の方はご存じだという

	ことですね。
会長	ちなみに、区には何人いらっしゃるって、どういう選出をされていますか。
A委員	区の役員は16名です。
会長	どうやって決められていますか。
A委員	里区は400世帯ありますけど、地区が6つあるんですよ。そこから役員を出しています。
会長	持ち回りなんですか、それとも選ばれているんですか。
A委員	選ばれてです。
副会長	2つ目なんですけれども、屋根に載せるソーラーに関してはいろいろと決めているみたいですけど、例えばメガソーラーが、耕作放棄地とか、そういうところに建つことに対しては何か規制はないでしょうか。
事務局	メガソーラーというか、再生エネルギー関係の部分については、別の条例（伊万里市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例）で、住民説明会等を義務づけておりますので、地区に建つときには、事前に地区に相談をするということになっております。実は過去に大川内山の指定エリアにですね、メガソーラーの案件もあったんですけども、それも含めて景観計画が動き始めているということも若干ありますので、何も知らずに建つということはないです。
副会長	例えばこの部分はもう建てちゃいけないとか、そういう規制は何もないですか。この重点区域、例えば、この2地区についてはないですか。
事務局	この2地区と決めているわけじゃないんですけども、例えば土砂崩れの対象地区だとか、いろんなその危険地区については駄目ということで、再生エネルギーの条例の方で定めているところでございます。当然この2地区に出てきまして、私どもとしてはもう建てていただくつもりはないぐらいではあるんですけども、まだ具体的に禁止というところまではしていないですね。
副会長	わかりました。他の地区で知らない間というわけではないんですけども、いつの間にか耕作放棄地の棚田とかに、メガソーラーができたというようなこともありますので、少し、それは気を使っていたほうがいいのかなと思った次第です。3点目ですけど、景観重要建造物とか、景観重要樹木はもう指定されたものはあるんですか。
事務局	景観の建造物はないんですけども、樹木については、今日お配りして

	おります景観計画の方に案という形で載せておりまして、イチョウの木とケヤキの木を指定している形です。
副会長	それに対して何か助成とかないでしょうか。
事務局	なかなかですね、補助金が出せれば一番いいんですけども、現実的にはまだ補助というものはないです。
副会長	わかりました。他の地区でもですね、景観重要建造物、樹木に指定して、そのあと何も補助ができない状態で、建物が壊れそうになっているので、もう指定を解除するとかですね。なんかそういうことがあるので。ここだけの問題じゃないんですけども、全国的にそういうものにどう補助ができるかとか、他のシステムと、何か補助金のシステムと合わせてやっていくとかいろいろありますので、何か今後ちょっとそういうことも考えていったほうがいいのかと思いました。以上です。
会長	ありがとうございます。その他いかがでしょうか。はい、どうぞお願いします。
B委員	建築の業務に関わることなんですけど、まず里地区の、竹の伐採、これは建築確認申請を出すときに、大体市役所の都市政策課に出しますけど、その時にこの協議を行うんですか、それとも全く別のところでの協議が必要なんですか。
事務局	ちょっと別枠の協議になりましてですね。景観計画の78ページの方をご覧いただきたいと思います。この図が景観届出の簡単な流れになってまして、矢竹の伐採を行う場合にはですね、この図の一番右上のところの一定規模以上の建築行為等の場合というところで、地区内住民の地元説明会というのをまず開催していただく必要があります。その中で、地元として、「ここの伐採はやむを得ません、伐採してもいいですよ。」ということになったら、②の事前協議というところに進みまして、さらにその内容等について精査をさせていただいて、内容等が問題ないということであれば、③の行為の届け出というものをを出していただきます。この行為の届け出というものが、実際の着工の30日前というふうになってきますので、タイミング的には、建築協議や建築確認申請を出されるよりもかなり前の段階から、ご相談をいただかないと、なかなか間に合わないのかなというところですよ。
B委員	これの事前相談っていうのは市役所にですか。
事務局	はい、都市政策課のほうにお願いします。

B 委員	事前協議をして、そのあと協議が終わってから、申請を出すわけですね。
事務局	はい、そうです。
B 委員	それともう 1 点、大川内山の方なんですけど。大川内山の方が都市計画区域外で、200 平方メートル、平屋建ての場合、確認申請が不要だと思っていたんですけど、ここで見ると、建物すべて届出を出さないといけないということは、建築許可と別の届け出が必要ということですか。
事務局	そうです。こちらについては、今回のケースの方は都市計画区域内だったと記憶していますので、普通に届け出がされているんですけど、仮に都市計画区域外であれば、いわゆる建築協議というものは出さなくて、こちらの景観の届け出のみ行っていくという流れになるかと思います。
B 委員	大川内山の景観区域というのは、都市計画区域は大川内山に登るときは伊万里川がありますね。あれから向こうぐらいじゃないかなと思うんですけど、どこまでか。
C 委員	今のお話ですけれども、その話で区から反対の人が出たんです。それがですね。市が計画していただいて、大川内山の人はいいんですけど、よその区の人がちょっとおかしいなということで、今の地図でいったらですね、下の唐臼小屋から伝統産業会館、この下の区は入っていないです。今度の申請されたところが入っているくらいで、その下は入っていないです。
B 委員	ああ、ギリギリですね。
C 委員	ギリギリのところですね。今度出されたところは。昔からの流れで、下の区と大川内山区と、そういうのが少しあるもので。地域の人しかわからない気持ちの持ちようがあります。
B 委員	大川内山のほうは建物を建築するとき、先ほど確認申請が必要ないところ。そのときには、景観の届け出先を都市政策課のほうに出すということですね。
事務局	はい。都市計画区域外であれば、こちらの景観の手続きだけを踏んでいただければと思います。
B 委員	今年の 4 月から 200 m ² 以上とか 2 階建てだと確認申請が必要なんで、それは出すんですけれども。
事務局	都市計画区域外であってもですね、建築確認申請が必要になる場合というのがございますので、そちらについては土木事務所の方にご確認をいた

	できればと思います。
A委員	ちょっとお尋ねしていいですか。
会長	はい、どうぞ。
A委員	西九州自動車道がちょうどこの景観地区の範囲内を横断していくわけですが、ちょうど景観地区の中を通るときに、この景観条例かれこれ、いろんな面で支障というのが何かあるんですか。
事務局	おっしゃっている支障というのは何ですか。
A委員	二百何十メートルの一部区間が高架式、あとは盛り土方式と聞いていますけどね。そういった工作物を作る場合に、この範囲内、ちょうど横断していくでしょう。そういう部分で何か支障があれば。
事務局	いわゆるこの景観計画や基準に沿う必要があるのかということですね。また建築工事が大分先の話になるので、今すぐこうだというのはちょっと言えないんですけれども。
A委員	ボウリング調査とか測量とかは進んでいますもんね。
事務局	おそらく構造物ができ上がってくる前段階で、都市政策課と国で協議をして、いわゆる派手な色にならないとかですね。そういったことを協議していくということはあると思います。
事務局	今日お配りしている資料の17ページをご覧いただきたいと思います。伊万里の方は多分ご存じかと思いますが、17ページの景観まちすじの赤枠で囲んであるところのですね、真ん中にオレンジ色の点線があるかと思いますが、この部分が、西九州自動車道のルートになっておりまして、もともと全部をですね、盛土工法でやるということで、国の方から指摘がございまして、それでは景観ポイント、眺望点からですね、向こう側がほぼ見えなくなるということもございまして、一部橋脚を作った上でちょっと見通しが良くなることをやりたいというのもありまして、今回の計画となっているところでございます。
会長	はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。どうぞ。
C委員	区のほうに景観計画は1回配ってあると思うんです。もう1回周知するために、もう1回ぐらい配っていただければ助かると思うんですけど。いかがでしょうか。
事務局	そうですね。はい、わかりました。
会長	ちなみに、この景観計画の冊子とは別に、よく他の自治体だと概要版みたいなものも作られたりしているんですよ。そういうのって、伊万里市

	はあるんですか。
事務局	はい、ございます。
会長	住民に景観計画を配って終わりというだけじゃなくて、やっぱり興味のない人は、配られても中身を見ないからですね。できるだけ手にとって見やすい媒体でかつ、できるだけ効果的に。例えば建築関係に従事されている会社様や看板業者様とか、何かちょっとそういうところには、配るだけじゃなくて、説明をするとか。もうやっておられるんだと思うんですけど、周知徹底はしっかりしていかないといけない。この、伊万里市の景観計画、素晴らしいなと思うのは非常に住民の理解を非常に重視しながら進められているというのはすごいなと思うんですけど、逆に言うと住民の皆さんがいいと言え、何でもありということになります。結局民度の問題ですね。やっぱりそこをしっかりとクオリティを保つ上では、周知の活動は非常に重要ですよね。
事務局	ありがとうございます。実は景観計画の概要版はA4サイズ2枚ぐらいのものがあんですけど、本日は1回目の審議会になりますので、確実に皆様に景観計画の原本をお配りしたいと思ひまして、急遽、昨日の夕方に原本を配ろうということで指示しまして、最初概要版を配布するつもりだったんですけど、これは原本をお渡ししておかないといけないと思ひまして。すいません、ちょっと申し訳ないです。
会長	ありがとうございます。
事務局	ご指摘いただいた部分については、対応できるよう考えていきたいと思ひます。
会長	その他いかがでしょうか。どうぞ。
D委員	質問を1点、伊万里市景観条例施行規則の方で、工作物の定義が、第2条の方に載っておるかと思ひます。こちらの方にいろいろと1号から4号まで、門、煙突、電柱、自動販売機等とありまして、5号の方に、全各号に掲げるものの他、市長が指定するものとありますが、この市長が指定するものというのは今具体的にどのようなものが提示されているかというのをちょっと教えていただきたいなと思つての質問です。よろしくお願ひいたします。
事務局	今、現時点ではないですね。
事務局	多分、何かあったらというところで規則に入れているだけかなと思ひます。

D委員	この質問をした趣旨というのが、今、土木事務所の方にですね、蓄電池の問い合わせが非常に多くあっておりまして、今まで一時はずっと太陽光発電施設の問い合わせで、ここが何か地すべりとか、急傾斜じゃないですかというのが多かったんですけど。最近の傾向としてですね、蓄電池。今から国のエネルギー関連で蓄電池の方が力を入れられていると思うんで、伊万里市内でも結構問い合わせがあっているんですよ。 蓄電池というのはどうしても面積要件が少ないもので、普通の開発にあたる3,000平方メートル未満とか、伊万里市さんの条例で1,000平方メートルですかね。多分いかないところが多いんで、あんまり何か規制がかかってない状況だと思うんです。ひょっとしたらこういった景観の地区にも、蓄電池が置かれるとなかなか蓄電池は景観上、無機質な感じになるかと思うんで、こういったものも、何か先手を打たれた方がいいかなと思っただけの質問でした。よろしくお願いします。
事務局	ありがとうございます。ちょっと私どもも調査させていただいて、必要な対応をとりたいと思います。
副会長	里地区の方は、矢竹生垣通りですとか、或いは青幡神社参道というのはよくわかるんですが、旧道というのはどういう特徴のある通りなんでしょうか。写真があんまり無い感じがしまして、すいません行ったことがないもんですから。これはどういう趣旨、何か伝統的な建物がたくさん残っているっていう感じなんでしょうか。どんな建物が残っていてどんな景観になっているのか。
A委員	景観としては通常のありふれた町並みといいますかね、建物がありますけど。ここは青幡神社から浮立隊が、この図面の一番上に丸山公園とありますが、そこまで浮立隊が行くんですよ。矢竹生垣通りを通過して、ですからその下の方も一部、この指定範囲に入っているんじゃないかなと思いますけど。青い点線のところですね。景観計画の72ページ。旧道ですよ。ちょうど青幡神社というのがありますが、その青い点線、これが海沿いのやつ、これが旧道なんです。国道204号が通っていますがその右側に青い点線があります。これが旧道と言います。
副会長	例えば町家が並んでいるようなものなのか、或いは塀があって樹木がある、いわゆる屋敷型の建物が並んでいるところか、ちょっとどういう雰囲気を通りなんでしょうか。
A委員	いや、特別に特徴のあるような地域ではないです。

副会長	そう言われると何か。
A委員	一部、矢竹の生垣がありますけど。
副会長	矢竹がここも続いているんですか。
A委員	ちょっとだけあります。その通りもですね。
副会長	はい。わかりました。じゃあ矢竹生垣通りの延長みたいな考えでよろしいですか。
A委員	延長というところまで行かないでしょ。大分途切れていますからね。青幡神社の右のほうですよ。一部あります。
副会長	わざわざ旧道として別に分けてらっしゃるので、何か特徴があるのかなと思ったんですけど。矢竹生垣通りとは別に定められていますので。何かこの定められた理由というか、特徴があれば教えていただきたいなと思ったんですよ。
事務局	委員さんが先ほどおっしゃいましたけど、浮立というお祭りのルートになっているというのも一つ大きなところかなと思います。町並みというところと言うよりも文化的なところで、大事にされている道ということです。
副会長	じゃあ、道が大事であって、通りの景観を守るというわけではない。
事務局	いや、実際は通り景観を守るようなものにはなるんですけども、そうですね。その浮立が歩かれるルートというところで景観計画に入ってきたのかなと思います。
副会長	そうしますと、生垣とかに関する規制とかそういうのは何もないんですかね。
事務局	旧道も景観まちすじⅡの方に入ってきますので、通り沿いの緑化に努める規定は同じですね。
副会長	いつか、現地をご案内いただければと思います。
会長	はい、ありがとうございますその他いかがでしょうか。どうぞ。
E委員	新しく大川内山地区で新築されたというケースが出ていて、縛りの中での建築ということで、どうしても費用が高くなるとかいうことが実際起きているんですが、今後市の方で補助金とかをされる予定とか、何かありますでしょうか。何かちょっとでもそういう何か話があるとか。
事務局	現時点ではまだ具体的な計画というのはありません。
E委員	よろしくお願いいたします。
会長	お隣の松浦市でもやっぱりそういう補助制度を、ずっと前から何とかで

	きないかという話はしているんですけど、なかなかできないですね。やっぱり、なかなか予算上の問題でどうやって切り分けて、回していくかとかですね。何とかありませんかねというのはあるんですけど。だから、市単体の単費、市のお金だけで回そうと思うのではなくて、いろんな補助金もありますけど、そういうところに常に目を向けていただきながら、チャンスを伺っていかないと、なかなか市議会だけで通そうというのはですね。まだ市の中の世論が上がっていけば、絶対そういうのは制度ができますので、これは卵が先か鶏が先かというところもありますよね。行政の方ばかりが音頭をとってもというところもあるので、やっぱり市民の側の方も気運を高めていかないと、両輪じゃないと、なかなかこういう制度はできないなというのは、経験上思いますけど。 私からも1つ質問したいんですけど、冒頭で、「両地区を取り巻く社会環境は大きく変化しており、景観への影響が懸念される再開発等の可能性が生じています」と書いてあるんですけど、具体的にありませんかという質問です。
事務局	さっき途中でも言いましたけれども、まず大川内山地区につきましては、メガソーラー関係の計画が持ち上がっておりましたので、その部分についてはちょっと配慮をしたと。あと、里地区については、西九州自動車道の工事の施工方法等に、住民の方からの意見等もございましたので、そういったものを含めて、こういった形で景観計画を2地区策定したところでございます。
会長	端的に言いますと、景観アドバイザーという制度は、伊万里市はお持ちなのかという質問です。
事務局	最初にこの景観計画を策定する前の段階で、第一歩目ということで高尾先生の方に景観アドバイザーとして来ていただいて助言をいただいてから、そこから景観計画の策定に進み始めたという流れがあります。景観アドバイザーの活用はその1回だけです。
会長	というのもこれから多分西九州道ですとかソーラーもそうですし、届け出られた後の担当職員の方が困る案件も出てくると思うんですよ。今のこの制度だと、担当職員の方の裁量で、まあ住民の了解はもちろんなんですけど、住民の方々の了解はあって、でも、これはというものを、行政サイドで決めていかないといけない局面が今後どんどん増えてくる案件が出てきたときに、景観アドバイザーのような専門家の人にとちょうとこう関わっ

	てもらおうような、手続きとか段取りとか、そういうのは今ない状態なんですかね。
事務局	そうですね。現在のところの活用はないんですけども、県としてもアドバイザー制度を設けていらっしゃると思いますので、そのような必要な場合は積極的に活用を検討したいと思います。
会長	ぜひ、私、県のアドバイザーになっていますけど、県のお金で呼べますんで。ただ、ちょっと時間がかかったりしますからね、早めに連絡するようにされたらいいかと思います。はい。わかりました。
副会長	私も県のアドバイザーです。
会長	では景観アドバイザーに来てもらえばいいんじゃないですかね。はい。その他はいかがでしょうか。はいどうぞ。
副会長	先ほど補助金の問題とかありましたけど、まちなみ環境整備事業というのは入れられたことはないんでしょうか。国交省の。結構あれは便利な制度で、10年間の時限つきですけど、延長もできますし、もともと景観だけではなくて、狭隘道路の解消ですとか、或いは公園がないとか、そういうためのものでもありますけど、景観を整える上でもまちなみ環境整備事業というのは、結構使い手があるというか、活用できるんじゃないかなと思いますので、それを使われたらいいかなと思います。3分の2の補助で3分の1が個人負担ですけど、もちろん上限があります。それぞれで、それは地域によって決められていますので、そういうのも積極的に使われたらいいんじゃないかなとちょっと思った次第です。以上です。
事務局	すいません、勉強させていただいて、ちょっと検討いたします。
会長	はい、ありがとうございました。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この案件については終了とさせていただいて、連絡事項に入りますが、何かございますか。
事務局	最後にですね、連絡事項とさせていただきます。 景観の届け出につきましては、途中説明をいたしましたけれども、年に数件程度は着実に提出されてきておりますので、今後もですね、事例報告等も含めて、審議会を年1回は開催をしたいと考えております。 また、途中の説明でありましたけれども、計画の改定が必要な場合も出てくるかと思います。例えば途中、屋根の色がN値しか認められてないとかというのでもございました。今回、施工事業者様の方から一応オーケーはいただいておりますけれども、ややもすれば、今後いろんな新築工事が出

	る中で、ちょっと無理な部分も出てくるかもしれないなど、私どもも危惧しておりますので、ある程度そういった声が高まってくるものであれば、審議会の方に向けさせていただいて、計画の変更等も考えていかなければならないかなと思っておりますので、その際には、改めてお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
会長	はい、ありがとうございました。では議事すべて終了しましたので進行を事務局にお返しします。
事務局	<u>閉 会</u> はい、会長、副会長様どうもありがとうございました。それでは以上をもちまして第1回伊万里市景観審議会を閉会したいと思います。 本日はどうもありがとうございました。